

## 平成26年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっております。平成26年度からの保険料率に変更はありませんが、所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、5割軽減及び2割軽減について対象が拡大されます。また、保険料上限額についても変更となります。改定後の保険料率に基づく保険料額は、平成26年7月中旬頃に皆様に通知する予定です。

### 後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額 (所得×所得割率)

均等割額 → 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です

所得割額 → 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です

#### ● 保険料率は変更ありません

平成25年度まで		平成26年度から	
均等割額	39,710円	均等割額	39,710円
所得割率	8.07%	所得割率	8.07%

#### ● 均等割額の軽減措置

(軽減割合は変更ありませんが、5割軽減及び2割軽減の対象が拡大されます)

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額 H25年度まで	均等割額 H26年度から
基礎控除額 (330,000円)	8.5割	5,956円	5,956円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,971円	3,971円
基礎控除額 (330,000円) + 245,000円 × 被保険者の数	5割	19,855円	19,855円
基礎控除額 (330,000円) + 450,000円 × 被保険者の数	2割	31,768円	31,768円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者	9割	3,971円	3,971円

参考 (改正前)

- ・ 5割軽減「基礎控除額 (330,000円) + 245,000円 × 被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)」
- ・ 2割軽減「基礎控除額 (330,000円) + 35,000円 × 被保険者の数」

#### ● 所得割額の軽減措置 (軽減割合は変更ありません)

被保険者本人の総所得金額等	軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下)	5割

#### ● 賦課限度額が変わります

	平成25年度まで	平成26年度から
賦課限度額	55万円	57万円